

---

# 一般社団法人愛媛県社会福祉士会 委託研修部会運営規程

---

委託研修部会規程第1号  
2013年6月15日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「県社士会」という）として定めた委託研修部会に関する事項をここに定める。

---

## 第1章 目的

---

### （目的）

#### 第1条

県士会のもった専門性を生かし、各種団体から委託を受けた研修を企画運営することによって、受講者、福祉職の専門性の向上に寄与することを目的とする。

---

## 第2章 組織

---

### （組織）

#### 第2条

1. 県社士会において委託研修部会と称す機関を置く。
2. 委託研修部会は、県社士会の会員で構成する。部会長は、県社士会の理事とする。

### （機能及び事業内容）

#### 第3条

委託研修部会の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

1. 委託研修の内容、目的を吟味・検討し、受託の可否を理事会に諮る。
2. 委託先との連絡・調整を行っていく。
3. 受託研修の内容の企画・運営方法等を検討していく。
4. 受託研修の講師の養成とバックアップをしていく。
5. 受託研修についての情報を適切に収集し提供していく。
6. 受託研修担当者及び参加会員のバックアップを諮っていく。
7. 研修終了後は評価をしていき、迅速な報告をすることで次につなげていく。
8. その他目的を達成するための事業を行う。

---

## 第3章 雑則

---

### （改正）

#### 第4条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

### （補足）

#### 第5条

この規程に定めるもののほか、委託研修部会の運営に必要な事項は別に定める。

---

### 附則（施行期日）

---

この規程は、2013年6月15日から施行する。